

受益者の皆さまへ

SBIアセットマネジメント株式会社

**「SBI中小型割安成長株ファンド ジェイリバイブ(愛称:jrevive)」
配当控除の適合条件を明確化するための信託約款変更のお知らせ**

平素より弊社の投資信託に格別のご愛顧を賜り厚く御礼申し上げます。

このたび「SBI中小型割安成長株ファンド ジェイリバイブ」(以下「本ファンド」といいます。)につきまして、収益分配金にかかる配当控除の適合条件をより明確化するため、信託約款に所要の変更を行いましたので、下記の通りお知らせいたします。

今回の変更は、本ファンドの運用の基本方針等について変更するものではありません。また、受益者の皆さまに特段のお手続きを求めものではありません。

今後とも変わらぬお引き立てを賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 変更内容

マザーファンドで規定されている「株式以外の資産への投資割合」を本ファンドにも追加し、併せて「非株式割合」の文言を追加いたします。

SBI中小型割安成長株ファンド ジェイリバイブ(愛称:jrevive)

(変更後)	(変更前)
運用の基本方針 2. 運用方法 (2) 投資態度 ① (略) ② マザーファンド受益証券の組入れ比率は、原則として高位を維持します。 <u>非株式割合(株式以外の資産への実質投資割合)は、信託財産の総額の50%以下とします。</u> ③～④ (略)	運用の基本方針 2. 運用方法 (2) 投資態度 ① (略) ② マザーファンド受益証券の組入れ比率は、原則として高位を維持します。 ③～④ (略)

中小型割安成長株・マザーファンド

(変更後)	(変更前)
運用の基本方針 2. 運用方法 (2) 投資態度 ①～③ (略) ④ <u>非株式割合(株式以外の資産への投資割合)は、原則として信託財産の総額の50%以下とします。</u> ⑤ (略)	運用の基本方針 2. 運用方法 (2) 投資態度 ①～③ (略) ④ 株式以外の資産への投資は、原則として信託財産の総額の50%以下とします。 ⑤ (略)

2. 変更日

2019年10月22日

以上

お問い合わせ先

本件につきご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。なお、お客さまの個別のお取引内容に関するご照会は、お申込みされました販売会社にお問い合わせください。

SBIアセットマネジメント株式会社

ホームページ <http://www.sbiam.co.jp/>

電話番号:03-6229-0097(受付時間:営業日の午前9時～午後5時)